

温暖化対策税の具体的な制度案の検討について

1 温暖化対策税についての基本的考え方について

(参考 1) 前回会合資料における「今後の検討の基本的考え方」

温暖化対策税制の在り方の検討については、ステップ・バイ・ステップのアプローチに沿って取り進める。

すなわち、2004年に実施される対策の進捗状況の評価等において必要とされた場合には、第2ステップ(2005年-2007年)以降早期に、CO₂排出削減を主目的とした温暖化対策税を導入する。

導入の際に考えられる具体的な制度の案の策定に向けた検討は、他の施策手法の検討とともに、第1ステップのうちから進めておく。

なお、第1ステップにおいて進められることが望ましい既存関連税制のグリーン化等の動きにも引き続き留意することとする。

(1) 温暖化対策税の在り方

- ・ 税額が CO₂(換算)排出量に比例するようになる形で、すべての化石燃料(石炭、石油、天然ガス)又は CO₂排出、その他の温室効果ガスに課税することが基本。
- ・ 課税による価格インセンティブ効果のみにて目標を達成するには高率の税が必要となる。市場の調節機能を大きく働かせることとなり、経済の姿は大幅かつ急激に変わる。
- ・ 他方、低率の税の場合、価格インセンティブ効果は大きくないものの、税収を、CO₂排出削減対策や吸収源対策を促進する補助金など必要な施策に幅広く充当する温暖化対策の財源とすれば、両効果が相まって(対策を行わないことのコストが高まり、)大きな効果を期待できる。なお、この場合は、既存の経済への影響を極小化できる。
- ・ 現在の経済情勢や、規制や自主的取組等により既に温暖化対策が行われ始めている現状を踏まえると、現実性の高い温暖化対策税としては、課税による価格インセンティブ効果と、税収を活用した温暖化対策による効果との双方が発揮されるような制度とすることが考えられる。
- ・ 課税段階については、効率的に税収を確保しつつ、実際に CO₂を排出する者に対し、価格インセンティブ効果を及ぼしうるように配慮を加えることが望ましい。

温暖化対策税の効果の試算に係る過去の研究事例

【試算の対象】

2010年のCO₂排出量を1990年レベルの-2%とするために必要な税率はいくらか。

【価格インセンティブ効果のみ】

炭素トン当たり約13000円～約35000円(6つの研究機関の試算結果の分布)
(ガソリン1リットルあたり9円～23円に相当。この場合の税収は、約4.5～12兆円)

【価格インセンティブ効果+税収を活用した温暖化対策による効果】

炭素トン当たり3000円(AIMモデルの試算)
(ガソリン1リットルあたり2円に相当。この場合の税収は、約1兆円)

(2) 経済との関係

- ・ 温暖化対策税を課税することは、各主体に対して、広く公平な形で、それぞれの経済合理的な判断を通じて温暖化対策を促進するもの。このことによつて、一定の削減効果に対して最小のコストで、温暖化対策を進められる効率的な手法。
- ・ 温暖化対策税は、低率であっても、その価格インセンティブ効果に加え、新たに生じる税収を適切な温暖化対策に幅広く活用することにより、燃料電池や省エネなど環境保全技術・製品の開発・普及、さらには、環境産業(エコビジネス)の発展を広く促進すると見込まれる。
- ・ 地球規模での環境問題の広がりとこれに対する全世界的な取組の進展は、時代の必然。従つて、今後、環境保全技術・製品に対する世界全体での需要は増加傾向となり、持続的な市場拡大が見込まれることから、環境産業の大きな成長が期待できる。単に、京都議定書への受け身の対応を行うのではなく、いち早く新しい経済を築くとの積極的・政策的な観点から対応することの意義は高い。
- ・ よつて、規制などに加えて、温暖化対策税を導入することは、我が国において、国内の総ての主体を巻き込んで、21世紀に国際競争力を持つべき環境分野での製品開発、新規産業の創出、さらには未来の産業構造への変革を早期に進めていく上で大いに効果的な施策となりうるもの。いわば「21世紀型産業構造に向けた国民的なテコ」となりうるものと考えられる。
- ・ さらに、温暖化対策税は、排出量取引など他の政策手法を組み合わせるポリシーミックスの基礎ともなりうる。既に取組をはじめているEU諸国とも比肩しうる、より一層、経済合理的な温暖化対策の政策パッケージを発展させていくことも可能。

2 基本的考え方を踏まえた具体的制度案の検討について

(参考2) 前回資料における「制度案構築等の進め方」

温暖化対策税制の担うべき役割について仮想的なケースを設定した上で、以上の論点を踏まえ、課税対象、課税段階（納税義務者）、税率水準、税収の使途、減免措置等の要素を含む制度案を構築する。

それぞれの制度案について、効果・影響を定量的に分析するとともに、制度化及び執行の可能性について検証する。

上述1の基本的考え方を踏まえると、課税対象、課税段階に加え、税に期待する効果、税収の使途等の温暖化対策税の制度の基幹部分についての絞り込んだオプションを設定することが可能となる。従って、まずはこのオプションを前提にすることにより、税を効かせない、又は（他の政策手法により対策を推進するなどのため）効かせないで済む対象と減免・還付等そのための方法や、他の政策手法との組み合わせについての考え方等、前回資料において掲げたその他の論点をも対象として、より具体的な検討を進めていく。

(参考3) 前回資料における「具体的な制度案の構築に向けた論点」

温暖化対策の全体パッケージにおいて税が担う役割

【前提】

最終的には温暖化大綱に基づく2004年のレビュー結果により決まるもの

税の目的はCO₂排出削減

よって、CO₂を排出する化石燃料すべて(又はCO₂排出すべて)が原則対象となる

3つの課税タイプを念頭に、その他の論点についても検討する

【制度案構築の際の論点】

第2ステップからの追加的対策の構成はどうなるのか(自主協定制度や国内排出量取引制度のような他の政策手法との組み合わせの要否)

どの程度までのCO₂排出削減を目的とし、どの程度の税率とするのか
どのような税の効果によるCO₂排出削減か

- ・ 価格インセンティブ効果のみ
 - ・ 価格インセンティブ効果 + 税収を活用した削減対策効果
- 税収の使途としてはどのようなものが考えられるか

- ・ 温暖化対策
- ・ 温暖化対策以外の支出
- ・ 歳入中立(他の税目の軽減)

税を効かせない対象としてどのようなものが考えられるか

- ・ CO₂を排出しないもの(例:原料としての化石燃料使用)
- ・ 温暖化対策の観点から推進すべきもの(例:公共交通機関)
- ・ 他の政策手法により対策を推進することとしたもの
- ・ 温暖化大綱に照らして排出削減の実績が上がっているもの(例:追加的対策が特に必要ではない部門、業界、企業)
- ・ 課税による影響が極めて大きいもの(例:国際競争力上の影響、逆進性の問題)

既存税との調整をどのように行うか

税制改革全体における温暖化対策税制の位置付け

【制度案構築の際の論点】

今次税制改革において、温暖化対策税をどのような形で適切に位置づけていくか。

【参考】炭素税による効果のイメージ

2010年時点においてCO2排出量を1990年比2%削減するために必要な炭素税額を複数のモデルにより試算した結果、以下のとおり。

中央環境審議会地球環境部会「目標達成シナリオ小委員会」中間取りまとめより

モデル名	ケース名	炭素税額(2010)
AIMエンドユースモデル	技術一定ケース	-
	炭素税ケース	30,000
	炭素税+補助金ケース	3,000
GDMEEM	BaUケース	-
	炭素税導入ケース	34,560
MARIA	BaUケース	-
	炭素税導入ケース1	13,148
	炭素税導入ケース2	14,359
SGM	BaUケース	-
	政府支出増加ケース	20,424
	財政赤字削減ケース	21,100
	所得税還付ケース	21,080
AIM/Materialモデル	BaUケース	-
	炭素税導入ケース	15,587
WWFモデル	WWFスタディ	-

単位:円/tC